2 0 0 3 . 2 . 6 法政大学法学部教授

五十嵐敬喜

本文中の()内のページ数は拙著「都市は戦争できない」の参照ページ

記

- 一 憲法に非常事態に対する記述はない。しかし非常事態は起こる
- 二 非常事態とはどういうものか
 - 1 地震
 - 2 水害 自然現象
 - 3 原発
 - 4 テロ
 - 5 戦争 人為的現象 ほかにも伝染病などが考えられる
- 三 現代非常事態の特徴
 - 1 都市で起こる
 - 2 都市、特に現代社会は依存型社会である 食料、エネルギー、情報、道路、鉄道などのインフラ、あるいは行政や議会、そ して保険、教育、医療など

東京(244p)

人口

食料 自給率は殆どゼロ 高い依存率

電気、ガス、水道 殆ど他者依存

交通 鉄道の混雑率200% 人口流出55万と流入338万

企業 ソフト系 IT 産業の27%、マスコミの32%、その他商業・金融が集中

物流

公園、学校、興行施設

- 3 私たちはこれに依存しなければ、一秒も生きていけない
- 4 危機が発生した場合、途方もない被害が発生する

東京都の地震の想定(78p)

阪神大震災と同じ 土曜日の夕刻6時

全半壊 区部12万、多摩2万

火災 824件

ライフライン 断水33万件、停電115万件、ガス132万件

死者 7159名 負傷13万人

避難者 区部129万、多摩25万

その他 不特定多数の集まるところ デパート、地下街、映画館、劇場、野球場のパニック、路上での自動車炎上、学校事故など

ライフラインがすべて止まった状態で16万人の死者と負傷者、151万人の 避難者、そして371万人の帰宅困難者

四 国の対応

- 1 農村型社会を前提にした個別対策法
- 2 中央集権主義と縦割り行政
- 3 自治体と市民の参加の欠落
- (1)テロ対策 2001年9月19日(23p)

省庁別、課別、室別 県及び市町村へ指令 受けるほうは大変

内閣情報センター 内閣総理大臣 官邸対策本部と現地対策本部 現場指揮も中央 自治体や市民、NGO が入る余地なし

防衛出動、治安出動、災害派遣、テロ対策として警護出動が追加(自衛隊法改正) 武器使用の大幅緩和

自治体はなし

ニューヨークテロとの比較(33p)

市長のリーダーシップ

非常事態管理室と緊急作戦センター及び家族支援センター

NPO、ボランティアとの連携

州、及び連邦政府のサポート

連邦政府 陸軍による瓦礫除去 連邦緊急事態管理庁(FEMA)のレスキュー チーム 連邦環境保護庁の大気汚染調査など

州政府 有害物質の調査、セキュリティ確保のための州兵の派遣、物資輸送、 インフラ整備、企業支援、財政支援

日本との比較において、双方には質的な違いがある

自衛隊はほんの一部 ほかが重要

(2)原子力

JOC 事故 1999 年 原子力災害対策基本法 災害対策基本法に準じて災害本部設置 しかし、これで何が可能なのだろうか

五 具体的な提案

- 1 危機対応の原則 権限の集中と事後点検
- 2 危機対応組織としてのアメリカ・FEMA から学ぶこと
- 3 危機管理体制としてドイツ憲法から学ぶこと

有事

自衛権はある しかしどの程度かについては意見が分かれる(125p)

- 1 有事には備える
- 2 都市は戦争できないという前提
- 3 有事に備えるのは市民の生命・自由・財産を守るため 軍事は最低限
- 4 予防は万全に

国連安全保障体制

外交

自治体と NGO の協力

国際人道法

刑事裁判所

ハーグ条約と美しい都市

ジュネーブ条約と無防備都市

自治体

避難 飲料水、食料、生活必需品

六 結論

- 1 憲法対応
- 2 危機管理庁の設立

ドイツ基本法 (185p) 1968 年 第 17 次改正 緊急事態法制

- 1 自然災害及び特別に重大な災害事故
- 2 自由な民主主義的基本秩序に対する危険(国内における緊急事態)
- 3 緊迫事態 議会の3分の2 民間防衛
- 4 防衛事態 連邦が武力をもって攻撃される

合同委員会 連邦首相に権限が集中 財産権の制限 連邦の立法権限の拡大 ただし乱用防止 抵抗権 連邦憲法裁判所 議会の承認(合同委員会) 基本的人権の最小限度の制限 職業選択の自由、所有権、移転の自由、集会 の自由だけ制限

アメリカの危機管理組織(197p)

FEMA のレオ・ボスナーへのヒアリング 2001 年 1 1 月

日本政府には具体的な災害対策計画がない

政府の関係機関は互いに関係を持っていない 特に政府機関と自衛隊は深刻

官邸の危機管理体制が貧弱である

日本には危機管理のための訓練体制がない

危機管理を単一の政府機関に集中すること 具体的で包括的な災害救助計画を策定すること 国レベルの危機管理講座と研修センターを設けること 各機関の連絡調整 特に政府部門と自衛隊の連絡調整

比較 アメリカのテロと阪神大震災 (199p)

危機管理庁

内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省、警察庁、消防庁、海上保安 庁、自衛隊

参考文献

五十嵐他「都市は戦争できない」(公人の友社 2003年)

五十嵐「市民の憲法」(早川書房 2002年)

参考資料

衆憲資第一四号付録 「非常事態と憲法」に関する関係法規集 テロ対策関連法規を中心に

以上